

国立大学法人鳴門教育大学ハラスメントの防止等に関する規程

平成16年 4月 1日

規程第 16 号

改正 平成17年 3月14日規程第27号

平成18年11月20日規程第45号

平成19年 3月23日規程第 6 号

平成20年 3月17日規程第 8 号

平成21年 3月31日規程第37号

平成22年 3月24日規程第36号

平成23年 3月31日規程第23号

平成26年 3月24日規程第28号

平成27年 1月21日規程第 2 号

平成29年 3月 8日規程第 7 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、本学の全ての職員等及び学生等が個人として尊重され、修学、就労、教育及び研究上（以下「修学上等」という。）の環境を保護し維持することを目的とする。

(適用範囲)

第1条の2 この規程は、本学の内外並びに勤務、授業、及び課外活動等の時間の内外を問わず、ハラスメントが本学の職員等及び学生等の相互間において問題となる場合について適用する。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 役員及び職員（再任用職員、パートタイム職員、外国人客員研究員を含む。）並びに国立大学法人鳴門教育大学業務嘱託契約に関する規程（平成16年規程第99号）第2条に規定する業務に従事する者をいう。
- (2) 学生等 学部学生、大学院学生（本学に配属の兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科学生を含む。）、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、外国人留学生、幼児、児童及び生徒その他本学において教育等を受けるすべての者をいう。
- (3) 関係者 学生等の保護者及び関係業者等の職務上の関係を有する者（職員等及び学生を除く。）をいう。
- (4) 監督者 職員等又は学生等を監督する地位にある者（職員等又は学生等を事実上、監督していると認められる地位にある者を含む。）又は指導する立場にある者（修学上等において事実上、指導していると認められる立場にある者）をいう。
- (5) ハラスメント 修学上等の関係を利用したセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント及びその他のハラスメントをいう。ただし、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の適用を受けるものを除く。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 加害行為が疑われている者（以下「行為者」という。）の意図にかかわらず、相手の意に反する性的な言動を行うことをいう。
- (7) アカデミック・ハラスメント 教育研究の場において、職務上の地位又は権限を不

当に利用して行う嫌がらせ等の不適切な言動を行うことをいう。

- (8) パワー・ハラスメント 就労の場において、職務上の地位又は権限を不当に利用して行う嫌がらせ等の不適切な言動を行うことをいう。
- (9) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント 職務上優位にある者、職員等又は学生等の間において、妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動や当該措置を利用したことによる嫌がらせ等の不適切な言動を行うことをいう。
- (10) その他のハラスメント 第6号から第9号に規定する以外の嫌がらせ等の不適切な言動をいう。
- (11) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員等及び学生等の修学上等の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員等及び学生等が修学上等の不利益を受けることをいう。
- (12) 調整 ハラスメントに起因する問題について、行為者に対して、監督者からの注意・警告により解決することをいう。
- (13) 調停 ハラスメントに起因する問題について、当事者双方の話し合いによる合意により解決することをいう。
- (14) 苦情申立て ハラスメントに起因する問題について、本学に対して強制的な措置をとることを求めることをいう。

(職員等及び学生等の責務)

第3条 職員等及び学生等は、この規程及び別に定める本学ハラスメント防止のためのガイドラインに従い、ハラスメントをしないように注意し、かつハラスメントを排除するよう努めなければならない。

- 2 職員等及び学生等は、ハラスメントの被害を受けたと思料する者（以下「相談者」という。）から、ハラスメントに関する相談を受けた場合は、相談者の同意を得て、第6条第1項各号に定める相談員のいずれかに報告するとともに、相談員の円滑な業務遂行に協力するものとする。

(監督者の責務)

第4条 監督者は、職員等又は学生等がその能率を十分に発揮できるような修学上等の環境を保持するため、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に関し必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の執務等を通じた指導等により、ハラスメントに関し、職員等又は学生等に対して注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) 職員等又は学生等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が修学上等の環境に生じることがないよう配慮すること。

(学長の責務)

第5条 学長は、本学におけるハラスメントの防止等に関する業務を総括する。

- 2 学長は、ハラスメントに関する報告等を受けたときは、必要に応じて事実確認及び救済等の適切な措置を講じなければならない。
- 3 学長は、ハラスメントの疑いのある行為が継続している場合で、緊急性が認められると判断した場合は、緊急の措置として直ちに当該行為をやめるよう勧告するものとする。
- 4 学長は、職員等及び学生等に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。
- 5 学長は、ハラスメントの防止及び排除等のため、職員等及び学生等に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動を行わなければならない。
- 6 学長は、ハラスメントの防止及び排除等を図るため、本学の職員等及び学生等に対し、必要な研修を実施しなければならない。

- 7 学長は、新たに職員等となった者に対し、ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった者に対してハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるため、研修を実施しなければならない。

(相談員の配置)

第6条 ハラスメントに関する相談と救済に対処するため、各教育部、心身健康センター、経営企画部、教務企画部及び各附属学校に次の各号のとおり相談員を配置する。

- (1) 各教育部 各2人以上(原則としてそれぞれ男女各1人以上とし、学長が指名する。)
- (2) 心身健康センター 2人(原則として男女各1人とし、心身健康センター相談員のうちから学長が指名する。)
- (3) 経営企画部及び教務企画部 各2人(原則として男女各1人とし、学長が指名する。)
- (4) 各附属学校 各2人以上(原則としてそれぞれ男女各1人以上とし、各附属学校長(幼稚園にあつては園長とする。)が指名する。)

- 2 前項各号に定める相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員の任務)

第7条 相談員の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメントの相談に応じ、相談者及び第8条第2項に掲げる者(以下「相談者等」という。)に対し適切な助言等を行うこと。
- (2) ハラスメントの相談に応じ、事実関係、相談者等の意向及び相談者が望む問題解決の方法等を記録し、人権教育推進委員会(以下「人権委員会」という。)に報告すること。
- (3) 事態が重大で改善措置が必要と認めた場合は、速やかにその旨を報告しなければならない。
- (4) 相談と救済に当たっては、相談者等のプライバシーを厳守しなければならない。

(相談の申込)

第8条 相談者は、相談しやすい相談員に、面談のほか手紙、電話、ファックス及び電子メールにより申し込むことができる。

- 2 ハラスメントに係る被害事例を見聞きした者は、相談員に相談を申し込むことができる。

(問題解決の手続)

第9条 人権委員会は、第7条第2号に規定する報告を受け、相談者が望む問題解決の手続きが必要な場合は、当該事案の事実関係等を調査するものとする。

- 2 人権委員会は、前項の調査の結果、第2条に規定するハラスメントに該当すると判断した場合は、速やかに学長に報告するとともに、相談者の意向等に十分配慮して、第10条、第11条又は第12条に規程する手続により問題解決に努めるものとする。

(調整に関する手続)

第10条 人権委員会は、前条第2項に基づき、問題解決のための適切な措置について、監督者と調整する。

- 2 人権委員会は、監督者に対して、行為者への指導等を要請することができる。

(調停に関する手続)

第11条 人権委員会は、第9条第2項に基づき、相談者及び行為者(以下「当事者」という。)に対し指導助言を行う調停委員若干人を選出する。

- 2 調停委員には、人権委員会委員以外の職員等又は相談員を加えることができる。また、調停委員には男性及び女性の職員等が必ず入るものとし、その中に専門的知識を有する者を含むものとする。

- 3 調停委員は、相談者の被害の救済を最優先するとともに、問題解決のために当事者間

の円滑な話し合いを支援し、問題解決のための当事者間の合意が得られるよう努めなければならない。

- 4 調停委員は、調停が成立したときは、合意事項を文書で確認するとともに、人権委員会に報告しなければならない。
- 5 人権委員会は、合意事項に関連して本学としての措置が必要と認めた場合は、速やかに措置案を作成し、学長に報告しなければならない。
- 6 学長は、人権委員会からの措置案の内容を検討し、当事者に対し、救済を含む措置を行うものとする。
- 7 当事者は、調停委員の交替又は調停の打ち切りを申し出ることができる。
- 8 調停委員は、相当な期間を経過しても合意が成立する見込みがないと判断したときは、調停を終了させることができる。
- 9 相談者は、調停が不成立又は打ち切りとなった場合、苦情申立てを行うことができる。
(苦情申立てに関する手続)

第12条 人権委員会は、第7条第3号の規定に基づく報告及び前条第9項の苦情申立てを受けた場合は、ハラスメントに関する調査を迅速に行うため、調査委員会を設置しなければならない。

- 2 調査委員会は、ハラスメントの生じた状況等を勘案して、学長が指名した6人以上の委員により構成することとし、その中に専門的知識を有する者を含むものとする。
- 3 調査委員会は、ハラスメントに関する調査に当たっては、当事者及びその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者の名誉、人権及びプライバシーには十分に配慮しなければならない。
- 4 調査委員会は、速やかに調査を行い、調査結果を人権委員会に報告するものとする。
- 5 人権委員会は、調査の結果を速やかに学長に報告するものとする。
- 6 調査委員会の事務は、経営企画部総務課又は教務企画部学生課が行う。
(調査結果への対処)

第13条 学長は、前条第5項の報告に基づき、必要がある場合は、被害者の権利回復を図るとともに、行為者に対して厳正な措置を講じるものとする。この場合において、行為者が職員の場合は、懲戒を含む必要な措置をとるものとし、行為者が学生の場合は、当該学生の処分について、学生支援委員会に付託するものとする。

(守秘義務)

第14条 この規定に定める相談員、人権委員会委員、調停委員、調査委員会委員及びハラスメントに起因する問題の対応に関わる者は、任務において知り得た情報について他に漏らしてはならない。その任を退いた後も同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第15条 職員等は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員等及び学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(その他の人権侵害への対応)

第16条 本学において発生したハラスメント以外の人権侵害については、この規程に準じた対応を行うものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成１８年１１月２０日から施行する。

附 則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。